1.経営業務管理責任者について

【要件期間の証明】

下記A.Bより該当するものに○および内容にチェックしてください。	
A.個人事業主/法人の役員の経験が通算 5 年以上ある。 □建設業許可取得会社である。 □建設業許可未取得の会社だが、工事実績が 5 年以上ある。 □その他(	)
<ul><li>B. 建設業許可未取得の会社だが、工事実績が5年以上ある。</li><li>上記の期間分の実績証明として、請負契約書(注文書+請書・請求書+領収書など)および確定申告書を証明期間分提示できる。</li><li>□提示できる。</li><li>□提示できるい。</li></ul>	
□その他(	)
【常勤性の証明】 下記項目の該当するものにチェックしてください。 ◆法人の場合、常勤であることの証明として保険証コピーが必要です。	
<ul><li>C. 保健証の種類は?</li><li>□社会健康保険証である。</li><li>□国民健康保険証である。→□事業所名の記載がある。</li><li>→□事業所名の記載がない。</li><li>□後期高齢者医療被保険者証である。</li></ul>	
D. 通勤が可能範囲である。 □はい □いいえ	

下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。
A. 取得したい業種について、資格免状などを取得している。
B. 取得したい業種について、資格免状は取得していないが、実務経験がある。 □取得したい業種の指定学科を卒業し3年または5年以上の実務経験がある。 □取得したい業種の10年以上の実務経験がある。
★以下C.DについてはBに該当する方のみチェックをお願いします。 C. 実績証明として、実務経験期間分の請負契約書(注文書+請書・ 請求書+領収書など)を提示できる。 □提示できる。 □提示できない。 □その他(
D. 実務経験の証明者が過去の勤務先の場合  ■厚生年金加入期間 → □証明できる。 □証明できない。  ■証明期間の実績 → □提示できる。 □提示できない。
【常勤性の証明】 下記項目の該当するものにチェックしてください。 ◆法人の場合、常勤であることの証明として保険証コピーが必要です。
<ul> <li>E. 保健証の種類は?</li> <li>□社会健康保険証である。</li> <li>□国民健康保険証である。→□事業所名の記載がある。</li> <li>→□事業所名の記載がない。</li> <li>□後期高齢者医療被保険者証である。</li> </ul>
F. 通勤が可能範囲である。 □はい □いいえ
3.営業所について
下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。

A. 営業所が賃貸借であり、賃貸借契約書や支払い明細を提出できる。

B. 営業所は自己所有の建物であり、建物の登記簿謄本が提出できる。

4.財産的要件について

2.専任技術者について

下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。

- A. 一般建設業で、純資産額の合計が500万円以上ある。
- B. 一般建設業で、純資産額の合計が 500 万円未満であるが、500 万円以上の 残高証明書を提示できる。

C. 特定建設業の場合(下記の4項目すべてに該当が必要です。)
□欠損比率は 20%以下である。
□流動比率は 75%以上である。
□資本金は 2,000 万円以上である。

## 計算式

(欠損比率)※繰越利益剰余金は除く

□自己資本は 4,000 万円以上である。

繰越利益剰余金-(資本剰余金+利益準備金+その他利益剰余金)÷資本金×100≦20% (流動比率)

流動資産合計÷流動負債合計×100≥75%